

第1章 本計画の目的及び位置づけ

1 背景・目的

本市では、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」の施行に先んじて、平成25年1月に「さいたま市空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）」を施行し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空き家等の対策を行ってきました。

また、平成30年3月、法第6条に基づき「さいたま市空き家等対策計画（以下「旧空き家等対策計画」）」を策定し、空き家等の状態に応じた取組方針（施策の柱）として、「Ⅰ 空き家等の発生予防」、「Ⅱ 空き家等の適正管理及び利活用の促進」、「Ⅲ 管理不全な空き家等の解消」、「Ⅳ 空き家等の跡地活用の促進」の4つの方針を定め、空き家等対策を進めてきました。

本市の空き家等の現状として、令和3年度に実施した水道閉栓データに基づく調査では、空き家率が1.9%（令和2年）となり、前回調査時の空き家率2.4%からの低下がみられ、旧空き家等対策計画における目標「空き家率の維持」の達成が見込まれます。

平成30年住宅・土地統計調査においても、本市の空き家率は低下していますが、売却用・賃貸用等を除く「その他の住宅」の空き家が増加傾向にあります。

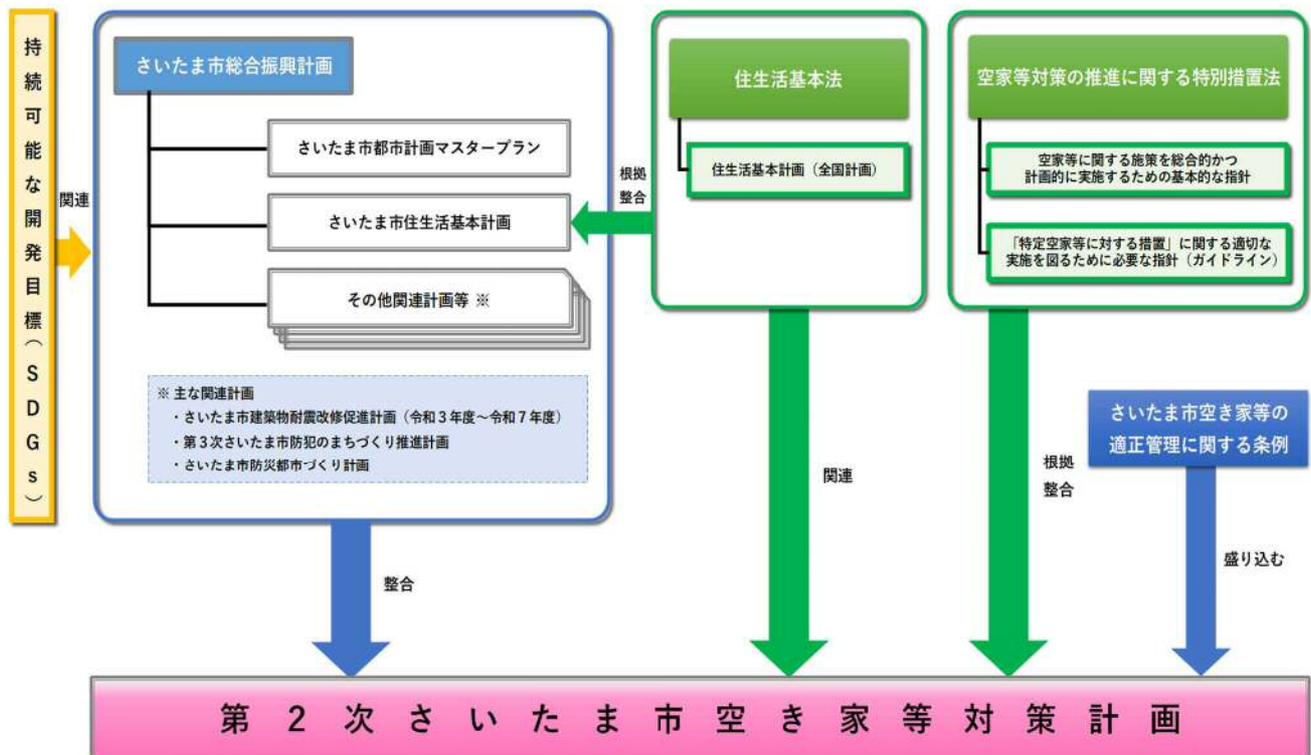
また、国勢調査によると、人口・世帯数ともに増加するなか、特に65歳以上の単独世帯・夫婦のみ世帯の数が増加傾向にあり、今後、超高齢社会の進展とともに空き家等が更に増加することが懸念されております。

国においては、令和3年6月、更なる空き家等対策の推進に向けて、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本的指針」という。）」及び「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）」を改正し、特定空家等の対象の拡大や対応の明確化など、地方公共団体の取組状況や要望等を踏まえ、空き家対策を強力に推進するための方針を示しました。

このような現状から、将来の空き家等の増加、高齢化社会を見据え、空き家等の発生予防を重点に対策の推進・実施体制の強化を図り、さらに旧空き家等対策計画に定めた各取組を振り返り、国が新たに示した指針や関係する法・制度の改正を踏まえ、第2次さいたま市空き家等対策計画を策定します。

2 位置づけ

本計画は、「さいたま市総合振興計画」、都市計画に関する基本的な方針である「さいたま市都市計画マスタープラン」、住宅施策に関する基本的な計画である「さいたま市住生活基本計画」等と整合を図るとともに、法や条例に基づく対応を盛り込み、国が定めた基本的指針、ガイドライン、住生活基本計画に即して策定しています。



持続可能な開発目標(SDGs)との関係

持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓い、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

本計画は、SDGsを構成する17の目標のうち、特に「目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう」の3つの目標との関連性が高くなっています。本計画に基づく対策の推進を通じて、SDGsの達成及び持続可能な社会の実現を目指します。

